

1. 件名: 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構原子力科学研究所核燃料物質  
使用施設等保安規定の変更認可申請に係る面談

2. 日時: 令和3年9月17日(金)10時30分~12時00分

3. 場所: 原子力規制庁 10 階南会議室※TV会議により実施

#### 4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 審査グループ 研究炉等審査部門

本多主任安全審査官、榭見主任安全審査官、真田安全審査官

国立研究開発法人日本原子力研究開発機構

原子力科学研究所 臨界ホット試験技術部 技術副主幹 他4名

#### 5. 要旨

(1) 国立研究開発法人日本原子力研究開発機構(以下「原子力機構」という。)から、令和3年7月15日付けで申請のあった原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定の変更認可申請について、提出資料に基づき説明があった。

(2) 原子力規制庁から、説明内容に対する事実確認を行うとともに、主に以下の点を伝えた。

○セル、グローブボックス等における核燃料物質の一定期間の保管について、保管管理の実施体制及び体制内の役割分担を説明すること。

○標準試料等の保管期間は2か月程度までを想定すると説明を受けたが、期間の設定根拠を説明すること。

○保管対象の核燃料物質の範囲について説明すること。

○一定期間の保管を承認する際に実施するとしている被ばく、汚染等のリスク評価の具体を説明すること。

(3) 原子力機構から、本日の指摘を踏まえて資料を作成し、次回のヒアリングで説明する旨の発言があった。

#### 6. 提出資料

・原子力科学研究所核燃料物質使用施設等保安規定(第10編バックエンド研究施設の管理)の変更認可申請に伴うセル、グローブボックス等における核燃料物質の一定期間の保管について

・保安規定に規定すべき事項の確認表(使用変更に伴う保安規定の変更)